

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	住宅金融支援機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○平成21年度1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した2,300億円を、平成23年3月14日に国庫返納済みである。</p> <p>○平成23年度政府予算において、ALMリスク対応出資金113億円及び金利変動準備基金106億円を国庫納付することとしている。</p> <p>○平成23年度政府予算において次の資産を国庫納付することとしている。 資産の別:金融、資産の名称:優良住宅取得支援制度出資金、21年度末の簿価額:300億円、納付方法:金銭納付、国庫納付見込額・時期:300億円・平成23年度中</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	同上
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	同上
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○保有事務所等について、法人の任務・設置目的との整合性、資産規模の適切性、現在の立地の必要性、資産の利用度、経済合理性の観点から検証作業を行った。事務所等に関する見直し計画は、策定を進めているところであり、平成23年度に策定する予定である。</p> <p>○売れ残っている1宿舎については、平成23年3月に入札を行ったが、不落であったため、平成23年度中に改めて入札売却を行うこととしている。また、公庫総合運動場については、平成23年2月に、三鷹市が当初案どおり地区計画を決定しており、これにより、当該地区計画を条件とし平成23年度中に入札等による売却手続きを開始する予定である。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○本店事務所を東京に設置しているが、金融機関、モーゲージバンク、外資系を含む証券会社、生命保険会社等との調整・打ち合わせなどの必要から、これらの企業の多くが本社を置いている東京に本店事務所を設置する必要がある。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	該当なし。
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	該当なし。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○保有事務所等について、法人の任務・設置目的との整合性、資産規模の適切性、現在の立地の必要性、資産の利用度、経済合理性の観点から検証作業を行った。事務所等に関する見直し計画は、策定を進めているところであり、平成23年度に策定する予定である(再掲)。 ○売れ残っている1宿舎については、平成23年3月に入札を行ったが、不落であったため、平成23年度中に改めて入札し売却を行うこととしている。また、公庫総合運動場については、平成23年2月に、三鷹市が当初案どおり地区計画を決定しており、これにより、当該地区計画を条件とし平成23年度中に入札等により売却する予定である(再掲)。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○新たに締結する契約については、業務の性質上、真にやむを得ない場合を除き、すべて一般競争入札等の競争性のある契約に移行済みである。平成22年度においては、次のとおり随意契約等見直し計画を達成している。 【平成22年度実績】 (金額ベース) 一般競争等(※) 43,931,855千円(95.4%)、競争性のない随意契約 2,099,744千円(4.6%) (件数ベース) 一般競争等(※) 934件(87.0%)、競争性のない随意契約 140件(13.0%) 【随意契約等見直し計画】 (金額ベース) 一般競争等(※) 49,655,482千円(94.9%)、競争性のない随意契約 2,652,593千円(5.1%) (件数ベース) 一般競争等(※) 1,088件(86.5%)、競争性のない随意契約 170件(13.5%) (※)一般競争等には、不落随契を含む。</p> <p>また、一者応札・一者応募の改善は、従来の取組のほか、平成22年度から次の改善策も加え取り組んだ。 ・事業者に関する参加条件は、業務内容に照らし真に必要性の高いものに限り設定した。 ・過去に一者応札となった案件等は、競争参加資格の資格等級を全等級に上げて入札等を実施した。</p> <p>引き続き、随意契約見直し計画の達成や一者応札・一者応募の改善に向けて取組を進めることとする。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○7月1日以降に入札公告等を行う案件から、平成23年6月3日付けの事務連絡を踏まえた取扱を実施している。</p>

<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	○ 独法全体について具体的かつ適用可能な横断的取組方針が示された場合には、それを踏まえて対応を検討する。
<b>④ 調達の見直し</b>	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 新たに締結する契約については、業務の性質上、真にやむを得ない場合を除き、すべて一般競争入札等の競争性のある契約に移行済みである。平成22年度においては、次のとおり随意契約等見直し計画を達成している。 【平成22年度実績】 (金額ベース) 一般競争等(※) 43,931,855千円(95.4%)、競争性のない随意契約 2,099,744千円(4.6%) (件数ベース) 一般競争等(※) 934件(87.0%)、競争性のない随意契約 140件(13.0%) 【随意契約等見直し計画】 (金額ベース) 一般競争等(※) 49,655,482千円(94.9%)、競争性のない随意契約 2,652,593千円(5.1%) (件数ベース) 一般競争等(※) 1,088件(86.5%)、競争性のない随意契約 170件(13.5%) (※)一般競争等には、不落随契を含む。  また、一者応札・一者応募の改善は、従来の取組のほか、平成22年度から次の改善策も加え取り組んだ。 ・事業者に関する参加条件は、業務内容に照らし真に必要性の高いものに限り設定した。 ・過去に一者応札となった案件等は、競争参加資格の資格等級を全等級に拡げて入札等を実施した。  引き続き、随意契約見直し計画の達成や一者応札・一者応募の改善に向けて取組を進めることとする。 (再掲)
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○機構の平成21年度におけるラスパイレズ指数は127.6(地域・学歴勘案では114.9)であったところ、給与水準の適正化について以下の取組を実施し、平成22年度と同指数は125.5(地域・学歴勘案では114.2)となったところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務職(平成22年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均5%引下げを実施</li> <li>・業務職(住宅金融公庫時代に非転勤職であった職員)本俸の現給保障を打ち切り(平成19年3月比で5%引下げ)</li> <li>・管理職手当の支給区分を見直し(支給総額ベースで約3%引下げ)</li> <li>・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ</li> </ul> <p>国家公務員の給与と改定に準じ、本俸月額の引下げ(平均改定率▲0.19%)及び賞与支給月数の引下げ(▲0.20か月(4.15か月→3.95か月))を実施</p> <p>○引き続き、平成23年度も以下のような給与水準の適正化に向けた取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当の最高額の引下げ</li> </ul> <p>○機構は、平成19年度に開始した第1期中期目標期間における中期目標において定めている以下の目標について、22年度時点でいずれも達成済みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(目標)一般管理費を中期目標期間の最終年度までに15%以上削減 → (実績)対18年度比で▲21.2% なお、一般管理費の中の人件費に関しては、対18年度比で▲15.9%</li> <li>・(目標)人件費(退職手当等を除く)について、19年度から22年度までの4年間で4% 以上削減 → (実績)対18年度比で▲17.0%</li> </ul>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○監事監査において、平成22年10月及び平成23年6月に主管部に説明を求め、個別にヒアリングを実施することにより、厳格なチェックを行っている。また、評価委員会による評価においても厳格なチェックを行っている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○機構は、平成19年度に開始した第1期中期目標期間における中期目標において、一般管理費を中期目標期間の最終年度までに15%以上削減することとしており、着実に効率化を実施しているところ。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費について、平成22年度中に、永年勤続表彰や退職時の記念品授与、慶事の対応等を廃止し、健康保険の事業主負担率の見直しを行うなど、国家公務員に準じたものとなるよう措置した。</p> <p>○給与振込経費については、既にファームバンキングの導入及び入札による振込手数料の低廉化を図っており、措置は不要と考えている。</p> <p>○海外出張旅費について、平成22年度中に、携帯手荷物の運賃は国家公務員より厳しい基準に見直し、同一地域滞在中の日当及び宿泊料は国家公務員に準じたものとなるよう措置した。</p> <p>○職員の諸手当については、平成23年4月から管理職手当の最高額を国家公務員に準じたものとなるよう措置した。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等については、業務運営全体の効率化、一般管理費の削減、システムコストの削減等を通じて、経費の削減に向けて取り組んでいる。また、契約段階においては、競争性のある契約への移行、外部有識者を含む契約監視委員会における契約状況の点検、見直し等の取組により、契約の競争性、透明性を確保している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○他のセクションから独立した監査部(理事長直轄)において、従来から、定期的に本支店実地監査を行い、コンプライアンスの浸透・定着状況を点検する体制を整備している。その他、内規の整備、コンプライアンス委員会、コンプライアンス・法務室、コンプライアンス活動推進担当、コンプライアンスヘルプラインの設置等により、コンプライアンスの確保を推進している。</p> <p>○平成23年6月に起訴された職員の不祥事については、外部有識者の委員を含む「職員不祥事再発防止検討委員会」を設置し、原因究明及び再発防止策の策定を行うとともに、平成23年7月19日に当該再発防止策について外部公表を行った。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○住宅金融支援機構の各事業に必要な経費は、住宅ローン利用者等の受益者が負担することを基本としている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○機構は複数の候補案件からの選択を要する事業を実施していないが、業務を委託する債権回収会社の選定に当たっては、公平性・透明性の高い一般競争入札により実施し、更に公平性・透明性を確保するため、3名の外部有識者から意見を聴取し、選定基準を決定した。また、外部有識者の意見を踏まえ、債権回収会社が新規参入をしやすい工夫を行い、募集を行った。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○事業の審査、評価として外部有識者が加わることで実効性を上げた例として、業務実績報告書でまとめ、ホームページで公表している。</p>